

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の  
一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

職員の定年引上げ等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例として異動期間を延長された管理監督職を占める職員について、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないこととする。

2 施行期日

令和5年4月1日